

## 福島県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、電子処方箋の活用・普及の促進を図るため、県内の保険医療機関等における電子処方箋管理サービスの導入に係る費用について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる施設（以下「対象施設」という。）及び経費は次のとおりとする。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る経費
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）の導入に係る経費
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための経費

- 2 この補助金の補助額は、別表の第1欄に定める対象施設の区分、及び第2欄に定める対象経費種別に応じた補助対象経費に第3欄に定める補助率を乗じた額と第4欄に定める補助上限額を比較して少ない額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第4条第1項による交付申請と規則第13条第1項による実績報告を同時に行うものとし、福島県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事

が別に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 基金が交付する「電子処方箋管理サービスの導入に必要となる端末の購入等に係る補助金交付決定通知書」の写し
  - (2) 基金に申請した際に提出した領収書の写し
  - (3) 基金に申請した際に提出した領収書内訳書の写し
  - (4) 基金に申請した際に提出した「電子処方箋管理サービス等関係補助金交付一括申請書」及び「別添」（複数保健医療機関等を一括申請する場合のみ）
  - (5) その他知事が必要と認めるもの
- 2 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業等に係る収支予算書は添付を要しないものとする。
- 3 複数の対象保険医療機関等から構成される組織は、同組織に属する複数の対象保険医療機関等の第1項にかかる交付申請及び実績報告（以下「申請等」という。）を、福島県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金一括交付申請兼実績報告書（様式第2号）により、一括して行うことができるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第4条 県は、前条の規定による申請等があったときは、その申請内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに補助金の交付の決定をするとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に福島県電子処方箋の活用・普及促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第5条 補助事業者は、第3条の申請等を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して申請等をしなければならない。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業者は、電子処方箋の周知広報のため、対象施設内に周知広報資材の掲示又はホームページに掲載等の協力をする事
- (2) 補助事業者は、電子処方箋の活用・普及の推進のため、県からのアンケートやデータ提供依頼等があった場合は協力すること
- (3) 補助事業の内容の変更をする場合には、あらかじめ、福島県電子処方箋の活用・普及促進事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、速やかに知

事の承認を受けること

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること
- (5) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告すること
- (6) 県は(1)から(5)までの条件に違反した場合には、補助金の一部を県に納付させることがある

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第4条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止するときは、あらかじめ、福島県電子処方箋の活用・普及促進事業変更・中止・廃止承認申請書(第4号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県は、前項の条件に違反した場合には、補助金の一部を県に納付させることがある。

(交付決定等の取消し等)

第9条 県は、前条による承認をしたときは、第4条による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(確定した額が0円の場合を含む)は、その金額を消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの補助金の

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 県は第11条第1項から第4項までの条件に違反した場合には、補助金の一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

第12条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- 2 県は、前項の条件に違反した場合には、補助金の一部を県に納付させることがある。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月26日から施行する。

## 別表

1 対象施設	2 対象経費種別	3 補助率	4 補助上限額
大規模病院 (病床数 200 床以上)	第2条 (1)	1/6	811 千円
	第2条 (2)		226 千円
	第2条 (3)		1,003 千円
病院 (病床数 200 床未満)	第2条 (1)	1/6	543 千円
	第2条 (2)		167 千円
	第2条 (3)		676 千円
診療所	第2条 (1)	1/4	97 千円
	第2条 (2)		61 千円
	第2条 (3)		135 千円
薬局	第2条 (1)	1/4	97 千円
	第2条 (2)		64 千円
	第2条 (3)		138 千円